

第三号様式(1)

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.2 (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
A	14	B	124

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修



報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所

平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

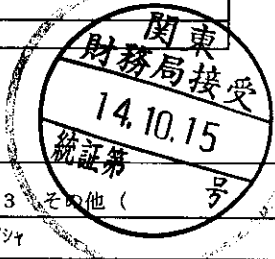
1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上 場 証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 福岡 5 札幌	※① 上場 ② 店頭	
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総 頁	1 / 23
提出者及び 共同保有者の総数	9 名
提 出 形 態	※ ① 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者)

※ ① 個人 ② 法人 (① 株式会社 ② 有限会社 ③ その他 (号))			
フリガナ (カタカナ)		シタキ・ソウカブ・シカ・イヤ	
氏名又は名称		クレディ・スイス信託銀行株式会社	
フリガナ (カタカナ)		トキョウトシトトラノエン シヤマジエイトラストタワー	
住所又は本店所在地		東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山JTトラストタワー	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	61年3月19日	(フリガナ)
人	※ 1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名
	事業内容	信託業務、銀行業務一般及び保護預り、債務の保証、不動産売買/賃貸の媒介等	フィリップ・バレ
代表者役職		代表取締役	
事務上の連絡先及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
電 話 番 号		03(6888)1000	



発行会社の
会社コード 9697

頁 / 総頁 2 / 23

提出者(大量保有者)の
氏名又は名称 クレディ・スイス信託銀行株式会社

3 保有目的

提出者(大量保有者)が運用裁量を有する指定金銭信託勘定による保有に付き「純投資目的」

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	356,100株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 356,100株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 356,100株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.61%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.62%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.2
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上 場 証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総 頁	3 / 23
提出者及び 共同保有者の総数	9 名
提 出 形 態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)	トウシヨウブシキガイシャ		
氏名又は名称	クレディ・スイス投信株式会社		
フリガナ (カタカナ)	トウキョウトミトラノモン ショウマシエティートラストタワー		
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山JTトラストタワー		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	5年9月16日	(フリガナ) フクダ トシオ
人	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成		代表者氏名 福田 敏朗
	事業内容	証券投資信託の委託会社としての業務、有価証券等に関する投資助言業務及び投資一任契約に係る業務	
代表者役職	取締役社長		
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今 津 幸 子		
電 話 番 号	03(6888)1000		

発行会社の 会社コード	9697
----------------	------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス投信株式会社
-----------------------	----------------

3 保有目的

投資信託委託業及び投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	3,121,100 株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 株	N 株	O 3,121,100 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000 株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 3,121,100 株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 5.34 %	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 1.26 %	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.2 (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項
1 発行会社

発行会社の名称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上場証券取引所	※① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総頁	5 / 23
提出者及び共同保有者の総数	9名
提出形態	※① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス (ルクセンブルグ) エス・エー	
フリガナ (カタカナ)		I	
住所又は本店所在地		ルクセンブルグ大公国 L-2180, ル・ジャン・モネ5	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	9年7月31日	(フリガナ)
法人	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成	代表者氏名	ガイ・ライター
	事業内容	投資信託委託業	代表者役職 ヴァイス・プレジデント
事務上の連絡先及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
		電話番号	03(6888)1000

発行会社の 会社コード	9697
----------------	------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エー
-----------------------	--

3 保有目的

投資信託委託業を営む上で、国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	59,900株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券か「ト」ラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 59,900株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 59,900株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.10%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.02%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書)

変更報告書 No. 2
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上 場 証券取引所	※① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上 場	2 店頭
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総 頁	7 / 23
提 出 者 及 び 共同保有者の総数	9 名
提 出 形 態	※① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン		
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリパーグ・ストラッセ 231		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	16年4月27日	(フリガナ)
代 表 者	※ ① 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代表者氏名	ダニエル・オース
	事業内容	スイス国内外の商業及び投資銀行業務、機関投資家向け投資顧問業務等	
代表者役職	マネージング・ディレクター		
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今 津 幸 子		
電 話 番 号	03(6888)1000		

発行会社の 会社コード	9697
----------------	------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ポストン
-----------------------	---------------------

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	66,300株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バートラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 66,300株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 66,300株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.11%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.11%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書)

変更報告書 No.2
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上 場 証券取引所	※① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上 場 2 店 頭	
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総 頁	9 / 23
---------	--------

提出者及び 共同保有者の総数	9 名
提 出 形 態	※① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラゲゲゼルシャフト エムペーハー	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D-60308 メッセツウム	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	62年11月26日	(フリガナ)
代 表 者	※ 1 明 治 ③ 昭 和 2 大 正 4 平 成	代表者氏名	クラウディア・ロイター・ ヴェンツェル
	代表者役職	ディレクター	
人	事業内容	投資顧問 (資金・ポートフォリオ運用および投資勘定関連) 業務	
事務上の連絡先 及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
電 話 番 号		03(6888)1000	

発行会社の 会社コード	9697
----------------	------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラーゲゲゼルシャフト エムペーハー
-----------------------	--

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	24,700株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 24,700株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 24,700株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.04%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.05%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.2 (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上 場 証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総 頁	11 / 23
提出者及び 共同保有者の総数	9 名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド		
フリガナ (カタカナ)	トキョウトミトラメン ショマジェイティートラストラー		
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山JTトラストタワー		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	59年2月10日	(フリガナ) オオモリ ススム
人	※ 1 明 治 ③ 昭 和 2 大 正 4 平 成		代表者氏名
	代表者氏名	大森 進	代表者役職 日本における代表者
事業内容	証券業務等		
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
電話番号	03(6888)1000		

発行会社の 会社コード	9697
----------------	------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
-----------------------	---

3 保有目的

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	86,900 株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 21,055 株		I 株
対象有価証券バックワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 107,955 株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000 株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 107,955 株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.18 %	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 21,055 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.12 %	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.2
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項
1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上 場 証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上 場 2 店 頭	
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総 頁	13 / 23
提出者及び 共同保有者の総数	9 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他 (英国法上の無限責任会社))			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	2年5月9日	(フリガナ)
法 人	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 ④ 平 成		代表者氏名
	代表者役職	ケヴィン・スタッド	マネージング・ディレクター
人	事業内容	デリバティブ商品取引業務等	
事務上の連絡先及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今 津 幸 子	
		電 話 番 号	03(6888)1000

発行会社の 会社コード	9697
----------------	------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インターナショナル
-----------------------	-------------------------------

3 保有目的

自己勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	10,000株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券がポートフォリオ	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 10,000株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 10,000株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.02%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.02%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.2 (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項
1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上 場 証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総 頁	15 / 23
提出者及び 共同保有者の総数	9 名
提 出 形 態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ホンコン) リミテッド		
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コンノート・プレイス8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および46階		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	設立年月日	63年3月22日	(フリガナ)
	※ 1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名
人	事業内容	有価証券の取引・販売、債券または株式による資金調達および金融商品の販売業務等	
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
電 話 番 号	03(6888)1000		

発行会社の
会社コード 9697

頁 / 総頁 16 / 23

提出者(大量保有者)の
氏名又は名称 クレディ・スイス・ファースト・ボストン(ホンコン)リミテッド

3 保有目的

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 116,376 株		I 株
対象有価証券バックラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 116,376 株	N 株	O 株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000 株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 116,376 株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.20 %	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 116,376 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.07 %	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
(法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.2
(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所

平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上 場 証券取引所	※① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総 頁	17 / 23
提出者及び 共同保有者の総数	9 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウス	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	7年4月6日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成		代表者氏名
	代表者役職	グレン・ウェルマン	取締役
人	事業内容	投資顧問業	
事務上の連絡先 及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子	
		電 話 番 号	03(6888)1000

発行会社の 会社コード	9697
----------------	------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド
-----------------------	----------------------------

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株 券	株	株	76,500株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券ガードラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合 計	M 株	N 株	O 76,500株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 76,500株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.13%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.06%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書
 (法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.2
 (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平川 修 印 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上 場 証券取引所	※① 東京 ② 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭	
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総 頁	19 / 23
---------	---------

提出者及び 共同保有者の総数	9 名
提 出 形 態	※① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント (英国) リミテッド		
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウス		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法 人	職 業		勤務先住所
	設立年月日	7年12月15日	(フリガナ)
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 ④ 平成		代表者氏名
	事業内容	投資顧問業	アイ・アール・フィッシュ ウィック 代表者役職 取締役
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子		
	電話番号	03(6888)1000	

発行会社の 会社コード	9697
----------------	------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテッド
-----------------------	-------------------------------

3 保有目的

--

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	0株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 0株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 0株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 0.00%	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載 された株券等保有割合 0.11%	

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(1)

大量保有報告書 (法第27条の26第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.2 (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 平 川 修 印 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項
1 発行会社

発行会社の 名 称	株式会社 カブコン	会社コード	9697
上 場 証券取引所	※① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 福岡 5 札幌		
本店所在地	〒540-0037 大阪府大阪市中央区内平野町3-1-3		

頁 / 総 頁	21 / 23
提出者及び 共同保有者の総数	9 名
提 出 形 態	※ ① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他 (米国のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー))			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称		クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	
フリガナ (カタカナ)			
住所又は本店所在地		アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー466	
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		勤務先名称
法 人	設立年月日	11年7月2日	(フリガナ)
	※ 1 明 治 3 昭 和 2 大 正 ④ 平 成		代表者氏名
人	職 業		勤務先住所
	事業内容	投資顧問業	代表者役職
事務上の連絡先及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今 津 幸 子	
		電 話 番 号	03(6888)1000

発行会社の 会社コード	9697
----------------	------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー
-----------------------	-----------------------------

3 保有目的

--

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号									
株券	株	株	0株									
新株引受権証券	A 株	/	G 株									
新株予約権証券	B 株		H 株									
新株予約権付社債券	C 株		I 株									
対象有価証券が「ドワラント」	D 株		J 株									
株券預託証券												
株券関連預託証券	E 株		K 株									
対象有価証券償還社債	F 株		L 株									
合計	M 株	N 株	O 0株									
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)</td> <td>S</td> <td>58,436,000株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)</td> <td></td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載 された株券等保有割合</td> <td></td> <td>3.32%</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S	58,436,000株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)		0.00%	直前の報告書に記載 された株券等保有割合		3.32%
発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S			58,436,000株								
上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)				0.00%								
直前の報告書に記載 された株券等保有割合		3.32%										
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 0株											
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株											

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

第三号様式(4)

発行会社の 会社コード	9697
----------------	------

頁 / 総頁	23 / 23
--------	---------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	クレディ・スイス信託銀行株式会社
-----------------------	------------------

提出者及び 共同保有者の総数	9名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者

1	クレディ・スイス信託銀行株式会社	11		21	
2	クレディ・スイス投信株式会社	12		22	
3	クレディ・スイス・アセット・マネジ メント・ファンド・サービス(ルクセン ブルグ) エス・エー	13		23	
4	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン	14		24	
5	クレディ・スイス・アセット・マネジ メント・カピタルアンラーゲゼルシャ フト エムペーハー	15		25	
6	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン・セキュリティーズ・ジャパン・リミ テッド	16		26	
7	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン・インターナショナル	17		27	
8	クレディ・スイス・ファースト・ポスト ン(ホンコン)リミテッド	18		28	
9	クレディ・スイス・アセット・マネジ メント・リミテッド	19		29	
10		20		30	

2 上記提出者及び共同保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	96,900株	株	3,704,600株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 137,431株		I 株
対象有価証券パートナーシップ	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株	K 株	
対象有価証券償還社債	F 株	L 株	
合計	M 234,331株	N 株	O 3,704,600株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在) S 58,436,000株	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 3,938,931株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 137,431株	上記提出者の 株券等保有割合 (Q/(R+S)×100) 6.72%	
		直前の報告書に記載 された株券等保有割合 5.75%	



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・パレ



委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有すクレディ・スイス投信株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに事務所を有すクレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。
4. 本委任状は、上記記載の事項についてのみ代理人に権限を付与するものである。

上記の証として、当社は、平成14年5月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス投信株式会社

代表取締役 福田 敏





委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JITトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バル



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテ ッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシ ー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨ ーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サ ービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシント ン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリ ア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラ ーゲゲゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセトウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リ ミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピータ ー・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティ ア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー アラプケツェロ エルティ	ハンガリー共和国 ブダペスト1126、 ナジェ・イェノ・ウツツア 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) ア ー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ ィツチニイ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00

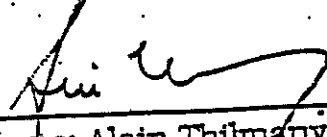
POWER OF ATTORNEY

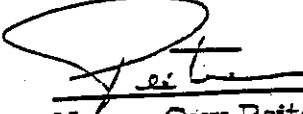
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management Fund Service (Luxembourg) S.A., a corporation organized and existing under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg with its principal office at 5, rue Jean Monnet, L-2180 Luxembourg (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this APR - 1 2002

Credit Suisse Asset Management.
Fund Service (Luxembourg) S.A.


Name: Alain Thilmany
Title: Vice President


Name: Guy Reiter
Title: Vice President

(訳文)

委任状

ルクセンブルグ大公国法に基づき設立され存続し、本店をルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ5に有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス (ルクセンブルグ) エス・エー (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント・
ファンド・サービス (ルクセンブルグ) エス・
エー

アライン・シルマニー
ヴァイス・プレジデント

ガイ・ライター
ヴァイス・プレジデント



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バル



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート 15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート 15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシントン 44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイス 1、ゲートウェイ・ビルディング 32 階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラゲゲゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセトルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピーター・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラプケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、ナジェ・イエノ・ウツツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステイッチニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00

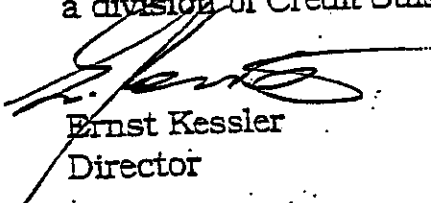
POWER OF ATTORNEY

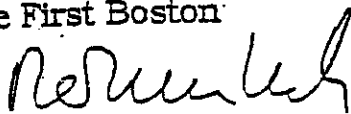
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **Credit Suisse Asset Management**, a division of Credit Suisse First Boston, a corporation organized and existing under the laws of Switzerland with its principal office at CH-8045 Zurich (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 4th day of April 2002.

Credit Suisse Asset Management
a division of Credit Suisse First Boston


Ernst Kessler
Director


Markus A. Vock
Vice President

(訳文)

委任状

スイス法に基づき設立され存続し、本店をスイス国チューリッヒ CH-8045 に有するクレディ・スイス・ファースト・ポストン（クレディ・スイス・アセット・マネジメント部門）（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月4日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン
(クレディ・スイス・アセット・マネジメント部門)

アーnst・ケスラー
取締役

マーカス・A・フォック
ヴァイス・プレジデント



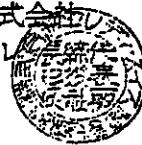
委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J.T.トラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バル



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテ ッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシ ー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨ ーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サ ービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス08、ル・ワシント ン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリ ア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラ ーゲゲゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセトルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リ ミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピータ ー・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティ ア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・ アラプケツェロ エルティ	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、 ナジェ・イェノ・ウツツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) ア ー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ ィッチニイ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00

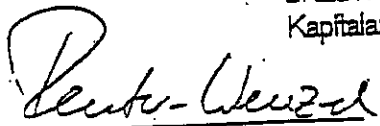
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that CREDIT SUISSE ASSET MANAGEMENT Kapitalanlagegesellschaft mbH, a corporation organized and existing under the laws of Germany with its principal office at MesseTurm, D-60308 Frankfurt am Main (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

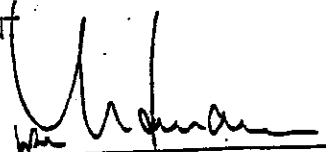
1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 1st day of April, 2002.

CREDIT SUISSE ASSET MANAGEMENT
Kapitalanlagegesellschaft mbH



Claudia Reuter-Wenzel
Director


Gert Hofmann
Director

(訳文)

委任状

ドイツ法に基づき設立され存続し、本店をドイツ連邦共和国、フランクフルト・アム・マインD-60308 メッセトゥルムに有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラーゲゲゼルシャフト エムペーハー (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラーゲゲゼルシャフト エムペーハー

クラウディア・ロイター・ヴェンツェル
取締役

サート・ホフマン
取締役



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J.T.トラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バシ



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテ ッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシ ー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨ ーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サ ービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス08、ル・ワシント ン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリ ア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラ ーゲゲゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセトルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リ ミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピータ ー・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティ ア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・ アラブケツェロ エルティ	ハンガリー共和国 ブダペスト1126、 ナジェ・イエノ・ウツァ12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ)ア ー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ13/8、 郵便番号12000
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ ィッチニイ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ13/8、 郵便番号12000



委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び向今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 大森 進



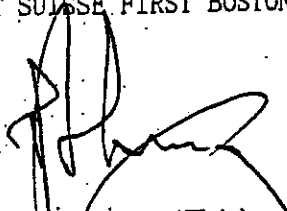
委任状


England 法に基づき設立され、One Cabot Square, London E14 4QJ に住所を有す Credit Suisse First Boston International (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

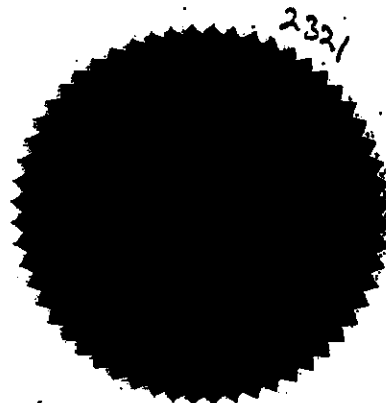
1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月9日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON INTERNATIONAL


(署名) signature
氏名: Nick Hornsey
役職: Member of Sealing Committee


(署名) signature
氏名: ANDREW WALTON
役職: Member of Sealing Committee





委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 大森 進



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国チューリッヒ、8045、エルトゥリバー グ・ストラッセ231
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インター ナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン(ヨーロ ッパ)リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エクイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ボストン(ホンコ ン)リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス8、ト ワー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および 46階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン・コーポ レーション	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー11

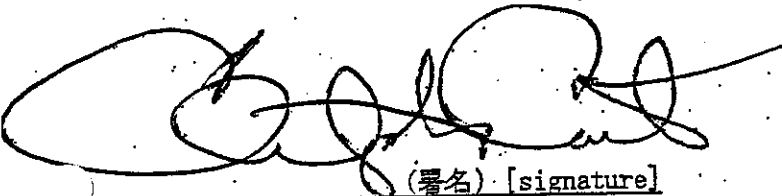
委任状

Hong Kong Special Administrative Region, People's Republic of China 法に基づき設立され、45th and 46th Floors, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong に住所を有す Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月28日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

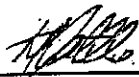
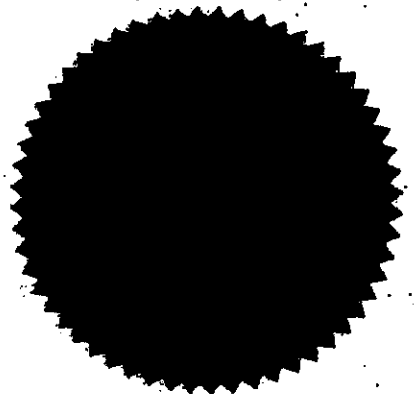
Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited



(署名) [signature]

氏名 : Christopher Carter

役職 : Director



(署名) [signature]

氏名 : Andrew Cattle

役職 : Director



委任状

日本国法に基づき設立され、日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストカー
に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパ
ン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉
ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同
今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連
会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、
証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告
書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印
せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 大森 進



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国チューリッヒ、8045、エーントウリバー グ・ストラッセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インター ナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ヨーロ ッパ)リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エクイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ホンコ ン)リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス8、ト ウー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および 46階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・コーポ レーション	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー11

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management Limited, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at Beaufort House, 15 St. Botolph Street, London EC3A 7JJ (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kantō Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 15th day of July 2002.

EXECUTED as a DEED by
CREDIT SUISSE ASSET MANAGEMENT LIMITED
Acting by a Director and the Secretary

Director



Secretary



(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート 15、ビューフォート・ハウスに有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド

グレン・ウェルマン
取締役

サラ・ホートン
秘書役



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JITトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バレン



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテ ッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシ ー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨ ーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サ ービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス08、ル・ワシント ン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリ ア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・ブレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラ ーゲゲゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リ ミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピータ ー・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティ ア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・ アラプケツェロ エルティ	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、 ナジェ・イエノ・ウツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) ア ー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ ィッチニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management (UK) Limited, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at Beaufort House, 15 St. Botolph Street, London EC3A 7JJ (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

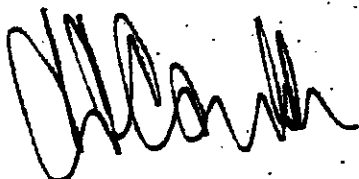
1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 1st day of April 2002.

EXECUTED as a DEED by
CREDIT SUISSE ASSET MANAGEMENT (UK) LIMITED
Acting by a Director and the Secretary



Director



Secretary

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート15、ビューフォート・ハウスに有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国) リミテッド(以下「当社」という。)は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社(以下「発行会社」という。)の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下「報告書」という。)を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント
(英国) リミテッド

アイ・アール・フィッシュウィック
取締役

イアン・キャムベル
秘書役



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山JTトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・パレ



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテ ッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ポトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシ ー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨ ーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サ ービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス08、ル・ワシント ン44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリ ア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラ ーゲゲゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセトウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リ ミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピータ ー・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルペティ ア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・ アラプケツェロ エルティ	ハンガリー共和国 ブダペスト1126、 ナジェ・イェノ・ウツツア12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) ア ー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ ィツチニイ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00


POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management, LLC, a limited liability corporation organized and existing under the laws of Delaware with its principal office at 466 Lexington Avenue, New York, New York USA 10017 (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed 1st day of April, 2002.

Credit Suisse Asset Management, LLC


Name: Hal Liebes
Title: General Counsel

(訳文)

委任状

デラウェア州法に基づき設立され存続し、本店をアメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー446に有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント
ト・エルエルシー

ハル・リープス
ジェネラル・カウンセラー



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年7月15日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バシ



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区虎ノ門四丁目3番1号城山J Tトラストタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(英国)リミテ ッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリ ート15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシ ー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨ ーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サ ービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシント ン 44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリ ア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイ ス1、ゲートウェイ・ビルディング 32階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラ ーゲゲゼルシャフト エムペーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセトウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リ ミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピータ ー・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティ ア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・ アラプケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1126、 ナジェ・イエノ・ウツァ 12
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ) ア ー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステ ィッチニイ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、 郵便番号 120 00